
新潟市新亀田清掃センター
整備・運営事業に係る
入札説明書等に関する質問回答（第1回）
【第3章 入札参加に関する条件等に係る内容】

令和6年5月31日

新潟市

1 入札説明書に関する質問に対する回答【第3章 入札参加に関する条件等に係る内容】

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
1	6	第3章	1	(1)		入札参加者の構成等	「入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）」とありますが共同企業体（分担施工方式）の場合、運営事業者に出資していなければ、構成員ではなく、協力企業の立場という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、共同企業体を構成する企業が運営事業者に出資していない場合、当該企業は協力企業の立場となります。
2	6	第3章	1	(3)		入札参加者の構成等	「運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。」とありますが、協力企業を委託先としても宜しいでしょうか。	運営事業者から直接、運転管理業務又は維持管理業務の委託を受ける者は構成員としてください。ただし、運転管理業務又は維持管理業務のうち、主要な業務（受付・計量事務、プラットホームや直接搬入受入ヤード等で直接市民等と対応する業務、プラント設備の運転管理業務、焼却炉等の本施設を構成する主要設備の維持管理業務等）を除く一部業務については、協力企業を含め、構成員以外への委託を認めます。
3	6	第3章	1	(8)		入札参加者の構成等	落札者が、他の応募者の構成企業を自らの下請企業等として選定することは可能でしょうか。	落札者が他の応募者の構成企業を自らの下請企業として使用することについては、禁止していません。
4	7	第3章	2	(2)	イ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。」とありますが、上記を証明する書類としては保険証の写しを提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	7	第3章	2	(2)	イ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、専任配置は現場施工着手からと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。監理技術者等については、「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」（新潟市 令和6年3月22日通知）及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等を参照のうえ、適切に配置してください。
6	7	第3章	2	(2)	イ	各業務を行う者の要件	「監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」との記載ありますが、入札提案書提出日から新設工事着手まで1年半以上見込まれることから、人員の変更或いは複数人の選定をお認めいただくことは可能でしょうか。	監理技術者等の変更については、「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」（新潟市 令和6年3月22日通知）に基づき判断します。監理技術者資格者証を有する者については、複数名の提出を認めます。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
7	7	第3章	2	(2)	イ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、入札参加資格申請時に技術者を特定することが困難なため、複数の監理技術者を提示してもよろしいでしょうか。	監理技術者資格者証を有する者については、複数名の提出を認めます。
8	7	第3章	2	(3)	イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。」とありますが、上記を証明する書類としては保険証の写しを提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	7	第3章	2	(3)	イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、専任配置は現場施工着手からと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 監理技術者等については、「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」（新潟市 令和6年3月22日通知）及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等を参照のうえ、適切に配置してください。
10	7	第3章	2	(3)	イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事の監理技術者常駐は、プラント工事施工時及びプラント本工事着手時（準備工事を含む）からでよろしいでしょうか。 また、現場代理人常駐も同様の期間としてよろしいでしょうか。	監理技術者等の専任配置については、お見込みのとおりです。「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」（新潟市 令和6年3月22日通知）及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等を参照のうえ、適切に配置してください。ただし、土木建築工事、プラント工事のそれぞれの工事に監理技術者を配置する場合には、各工事の取り合い調整等に配慮し、円滑に工事を進めるために必要な期間について各監理技術者を配置するように努めてください。 現場代理人については、現場施工着手時からの常駐が必要です。詳細は、「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」（新潟市 令和6年3月22日通知）を参照してください。
11	7	第3章	2	(3)	イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、入札参加資格申請時に技術者を特定することが困難なため、複数の監理技術者を提示してもよろしいでしょうか。	監理技術者資格者証を有する者については、複数名の提出を認めます。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
12	7	第3章	2	(3)	イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間で交代は認められると理解してよろしいでしょうか。 なお、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められております。	監理技術者の交代について、「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」（新潟市令和6年3月22日通知）及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等の考え方に基づき、市が合意した場合に認めます。
13	7	第3章	2	(4)		本施設の運営を行う者の要件	「本業務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。」とありますが、少なくとも主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う1者が以下の要件を満たすことをお認めいただけないでしょうか。 焼却炉の維持管理業務は設計・建設企業のノウハウがあるため、運営管理業務における維持管理責任は代表企業が負い、現場総括責任者（SPC代表取締役）はSPCへの最大出資者となる代表企業から選出しています。一方で、運転管理業務については地域雇用の側面などから、焼却炉メーカー以外が担うことがあり、代表企業が運転管理業務を必ずしも担当しないケースがございます。 以上から維持管理業務を担う構成員が、本事業で求められる要件を満たすことで参加資格を充足することもお認めいただけないでしょうか。現状の要件では、運転管理業務を担う構成員のみが現場総括責任者を選出する義務を負うものと理解しております。	現場総括責任者の配置については、要求水準書 第3章 2 (1) (イ) を正とし、入札説明書 第3章 2 (4) を下線部のとおり訂正します。 「(4) 本施設の運営を行う者の要件 入札参加者のうち本施設の運営を行う者は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う1者が次のア及びイの要件を満たし、運転管理業務又は維持管理業務を担う1者が次のウの要件を満たすこと。」
14	7	第3章	2	(4)	ウ	本施設の運営を行う者の要件	「現場総括責任者」とは、特別目的会社（SPC）の代表者ではなく、運転管理業務における「運転管理責任者」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	現場総括責任者は、特別目的会社（SPC）の代表者とする必要はありませんが、現場における運営業務全体を総括する責任者です。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
15	8	第3章	2	(4)	ウ	廃棄物処理技術者の要件	「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年7月2日条例第26号）第45条に定める廃棄物処理施設技術管理者の要件を満たし」とありますが、日環センター主催の廃棄物処理施設管理者講習を修了した者については、同条例の第45条(11)項に記載のある、「前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者」として扱っていただけでしょうか。	廃棄物処理施設管理者講習を修了した者も当該条例に定める要件を満たすものとしします。
16	9	第3章	5	(4)		運営事業者の設立に関する要件	「運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし」としていますが、別紙1「用語の定義」に記載の「構成員」の定義を踏まえすと、例えば建設工事に関して共同企業体を組み、落札者が複数の企業で構成される場合、運営事業者への出資はそのうちの代表企業一社のみでも問題ないとの理解してよろしいでしょうか。	落札者の構成員全員の「構成員」とは、用語の定義に記載のとおり、運営事業者に出資する企業を言います。 市と建設工事請負契約を締結する者が共同企業体の場合には、入札説明書 第3章 1(2)イのとおり、プラント設備の設計・建設を行う者は構成員となりますが、それ以外の者は構成企業としており、運営事業者に出資しない協力企業でも問題ありません。
17	10	第3章	6	(1)		予定価格及び入札書比較価格	予定価格は設計・建設業務費と運營業務費の内訳が非公表になっていますが、各々に上限はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	20	第6章	1			参加資格審査申請書類	「正本1部、副本1部」を提出とありますが、副本は正本の写しでよろしいでしょうか。	構いません。
19	20	第6章	1			参加資格審査申請書類	参加資格審査申請書類はパイプファイルにまとめて提出することでよろしいでしょうか。	構いません。
20	26	第7章	6	(6)		業務の委託	「事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。」とありますが、協力企業は第三者にあらず、運營業務を行う構成員から協力企業の運營業務の一部を委託できるものと解釈してよろしいでしょうか。	No. 2の回答に示すとおり、運轉管理業務のうち主要な業務を除く一部業務の委託は認めますが、主要な運轉管理業務は運営事業者又は構成員が実施する必要があります。

2 様式集に関する質問に対する回答【第3章 入札参加に関する条件等に係る内容】

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	様式集 (Word版)			参加資格審査申請書類	各様式において、代表者印を求めない様式となっているもの(㊟の表記がない)については、代表者印の押印は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式集 (Word版)	様式第5号		予定する建設事業者の構成	施工の一部を共同施工方式で行い、建設全体は分担施工方式で行う場合、共同企業体の運営形態の方式はどのように記載したらよろしいでしょうか。	新潟市と建設工事請負契約を締結する共同企業体の施工方式を記載してください。 また、施工の一部を行う共同企業体が構成企業により組成される場合には、新潟市と建設工事請負契約を締結する共同企業体(建設事業者)とは別に、本様式を提出し、あわせて各共同企業体の関係がわかる体制図(様式任意)を提出してください。
3	様式集 (Word版)	様式第6号 [2/3]	6	構成員及び協力企業について必要な書類	印鑑証明書については、会社実印の証明書との認識でよろしいでしょうか。その上で、会社実印に代わる印鑑を本事業の契約時に使用する場合に使用印鑑届を提出するとの認識をしております。	お見込みのとおりです。
4	様式集 (Word版)	様式第6号 [2/3]	6	構成員及び協力企業について必要な書類	納税証明書(法人事業税と法人住民税)について、本社より入札・契約に関して委任された支店が本事業の契約者となる場合は、当該支店の納税証明書のみ提出すればよろしいでしょうか。 (例)新潟支店が本事業の契約者となる場合 ・【新潟県】納税証明書(法人住民税) ・【新潟県】納税証明書(法人事業税及特別法人事業税) ・【新潟市】納税証明書(法人市民税)	お見込みのとおりです。
5	様式集 (Word版)	様式第6号 [2/3]	6	構成員及び協力企業について必要な書類	納税証明書(消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税)の写しは以下の書類の提出を以って充足するという認識でよろしいでしょうか。 ・【国税】納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用 ・【都道府県税】納税証明書(法人住民税) ・【都道府県税】納税証明書(法人事業税及特別法人事業税) ・【市町村税】納税証明書(法人市民税)	お見込みのとおりです。
6	様式集 (Word版)	様式第6号 [2/3]		添付書類	監理技術者資格の免状の写し等とありますが、候補者複数名の提出は可能でしょうか。	監理技術者資格を有する者について、複数名の提出を認めます。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
7	様式集 (Word版)	様式第6号 [3/3]	6	本施設の運営を行う者について必要な書類	本事業の現場総括責任者として運営開始後2年以上配置できることを証明する書類にて、提示する資格者は現時点での配置予定者のため、複数名提示してもよろしいでしょうか。	現場総括責任者について、複数名の提出を認めます。
8	様式集 (Word版)	様式第6号 [3/3]		その他必要な書類	共同企業体協定書の指定フォーマットがありましたらご教示願います。特にない場合は事業者にて作成してよろしいでしょうか。	国土交通省ホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に基づき作成してください。
9	様式集 (Word版)	様式第6号		その他必要な書類	共同企業体協定書は、フォームは無く、独自ものでよろしいでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。
10	様式集 (Word版)	様式第7号		委任状（代表企業）	1枚に全社分の押印は時間がかかるため、1社1枚としてよろしいでしょうか。	構いません。
11	様式集 (Word版)	様式第7号		委任状（代表企業）	ご指定の様式は構成企業すべての委任を1枚の委任状にまとめることになっておりますが、構成企業各々からの委任状とさせていただきますもよろしいでしょうか。	No. 10の回答を参照してください。
12	様式集 (Word版)	様式第7号 様式第8号		委任状（代表企業） 委任状（代理人）	様式第7号の委任状の代理人は、新潟市様の入札参加資格申請にて登録している代表企業の契約者名を記載し、様式第8号の代理人は、同様式の2委任事項にかかわる手続きを行う担当者名を記載することでよろしいでしょうか。	様式第7号については、お見込みのとおりです。様式第8号については、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者と本事業に参加資格審査を申請する代表者（新潟市との契約の相手方）が同一の場合は、提出は不要です。
13	様式集 (Word版)	様式第8号		委任状（代理人）	本様式は、代表企業取締役社長から貴市へ指名参加登録している代表企業の代表者（支店長）への委任状と理解してよろしいでしょうか。その場合、貴市への指名参加登録時に支店長に代表者が委任されている場合には本様式の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	新潟市の競争入札参加資格者名簿に支店長が登録されており、本事業において当該支店長を代表者として参加資格審査を申請する場合は、様式第8号の提出は不要です。
14	様式集 (Word版)	様式第9号	1	焼却施設の建築物に係る建設工事実績	実績を有していることがわかる書類として「契約書の写し」とありますが、下請けの場合の実績を証明するものとして「注文請書」にて入札説明書第3章2(2)オに記載の要件を満たすことが確認できればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、元請企業に建築物に係る建設工事を担当する企業が含まれないことが確認できる資料（契約書の写し又は施工体系図等）を添付してください。
15	様式集 (Word版)	様式第9号-4		配置予定者の資格及び業務経験	記入欄3行目の経験年数を記入する項目には、本様式の「現場総括責任者として業務を実施した期間」の年数を記載するという理解でよろしいでしょうか。もしくは、同施設で現場総括責任者以外の立場で所属していた期間も含めた経験年数を記載すべきでしょうか。	経験年数の欄には、「廃棄物処理施設に関連する業務の経験年数」を記載してください。